



# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一五四・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による医療機関の指定(一五五・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一五六・福祉政策課)……………	2
○生活保護法による介護機関の指定(一五七・福祉政策課)……………	3
○生活保護法による指定介護機関の変更(一五八・福祉政策課)……………	3
○生活保護法による施術者の指定(一五九・福祉政策課)……………	4
○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定(一六〇)……………	4
○長寿社会課)……………	4
○地籍調査の成果の認証(一六一・農山村振興課)……………	4
○ふ化業者の登録(一六二・南部家畜保健衛生所)……………	5
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(一六三・都市計画課)……………	5
○土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(一六四・都市計画課)……………	5
○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(一六五・都市計画課)……………	5
○道路区域の変更及び供用開始(一六六・一六七・道路課)……………	6
○道路区域の変更(一六八・一七三・道路課)……………	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七四・一七六・秋田地域振興局建設部)……………	9
○建築基準法による道路位置の指定(一七七・由利地域振興局建設部)……………	10
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一七八・仙北地域振興局建設部)……………	10
○証紙売りさばきの廃止の届出(一七九・会計管財課)……………	10
○証紙売りさばき人の指定(一八〇・会計管財課)……………	10
○主要農作物の奨励品種の採用及び除外並びに認定品種の除外について(水田総合利用課)……………	10
告示	示
秋田県告示第百五十四号	示
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。	示
平成二十年四月四日	示
秋田県知事 寺田典城	示
○土地改良区連合の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………	11
○土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可(秋田地域振興局農林部)……………	11
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	11
教育委員会公告	公告
○社会教育主事の認定(生涯学習課)……………	11
公安委員会告示	告示
○技能検定員審査の実施(二七、二九・運転免許センター)……………	11
○教習指導員審査の実施(二八、三〇・運転免許センター)……………	12

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
ホテヤ薬局上小阿仁店	株式会社布袋屋薬局 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一	平成二十年二月二十日
株式会社 小田勘薬局	株式会社小田勘薬局 代表取締役	由利本荘市大町二十八	平成二十年二月二十四日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
赤玉薬局八竜店	赤玉薬品株式会社 代表取締役	山本郡三種町浜田字東浜田百三十九一	調剤薬局	平成二十年二月十五日

**秋田県告示第百五十五号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成二十年四月四日  
 秋田県知事 寺田典城

社会福祉法人能代市社会福祉協議会 二ツ井支所指定居宅介護支援事業所	能代ふれあいデイサービスセンター	能代市長	能代市二ツ井町字三千苜四十四番地三十四	居宅介護支援事業	平成二十年三月三十一日
能代市緑町グループホーム	能代市長	能代市上町十二番三十二号	通所介護、介護予防通所	平成二十年三月三十一日	
能代市緑町デイサービスセンター	能代市長	能代市緑町七番十七号	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年三月三十一日	
能代市東デイサービスセンター	能代市長	能代市宮ノ前二番地一	通所介護、介護予防通所	平成二十年三月三十一日	
デイサービスセンターコスモス	湯沢市長	湯沢市相川字碓百八番地	通所介護、介護予防通所	平成二十年二月二十九日	
湯沢デイサービスセンター	湯沢市長	湯沢市古館町四番十号	通所介護、介護予防通所	平成二十年二月二十九日	
短期入所生活介護事業所いさみが岡	湯沢市長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年二月二十九日	
デイサービスセンターいさみが岡	湯沢市長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	通所介護、介護予防通所	平成二十年二月二十九日	

秋田県告示第百五十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

池田薬局 つるまい店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	由利本荘市小人町二百二十三―一	調剤薬局	平成二十年三月一日
大越調剤薬局あかぬま店	有限会社大越調剤薬局 代表取締役	由利本荘市赤沼下四百三十七	調剤薬局	平成二十年三月十七日
おおがたむら調剤薬局	有限会社おおがたむら調剤薬局 代表取締役	南秋田郡大潟村字中央一―五	調剤薬局	平成二十年三月一日
株式会社 小田勘薬局	株式会社小田勘薬局 代表取締役	由利本荘市大町三十九番地	調剤薬局	平成二十年二月二十五日
日本調剤 本荘南薬局	日本調剤株式会社 代表取締役	由利本荘市小人町百十五―三	調剤薬局	平成二十年三月一日

秋田県告示第百五十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二  
第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基  
づき、告示する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
グループホーム桜木荘	医療法人長慶会 理事長	大仙市協和船岡字上宇津野二百四十九番地一	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年一月三十日
デイサービスセンターいさみが岡	社会福祉法人なごみ会 理事長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月一日
短期入所生活介護事業所いさみが岡	社会福祉法人なごみ会 理事長	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年三月一日
湯沢デイサービスセンター	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 会長	湯沢市古館町四番十号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月一日
デイサービスセンターコスモス	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 会長	湯沢市相川字碓百八番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月一日
さわやか桜館	株式会社さわやか倶楽部 代表取締役	仙北市角館町西長野中泊百二十六―二	介護予防特定施設入居者生活介護	平成二十年二月十五日
小規模多機能ホーム萌木	有限会社エム・ズ 代表取締役	能代市字田子向八十一―五	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十年三月十日
デイサービスリハトレくらぶ	有限会社ファミリーケアサービス 取締役	大館市有浦二丁目二番十一号 成田ビル二階	介護予防通所介護	平成二十年二月二十日
グループホーム和み	株式会社芳栄 代表取締役	能代市二ツ井町飛根字高清水二百六十五番地	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年三月三十日
ケアセンターほほえみ	株式会社五十嵐企画 代表取締役	山本郡三種町森岳字木戸沢百十五番地十六	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成十九年十二月二十五日
デイサービスセンター花しずく	有限会社サクセス 代表取締役	潟上市飯田川和田妹川字出張十七番三	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年三月十日

秋田県告示第百五十八号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二  
第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条  
の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		

アブランセンタールおかげさん	有限会社サクセス 代表取締役	潟上市飯田川和田妹川字出張十七番三	潟上市昭和久保字 虻川境一番地十三	潟上市飯田川和田妹川字出張十七番三	居宅介護支援事業	平成二十年三月一日
----------------	----------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------	-----------

秋田県告示第百五十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
島 山 昭 子	マツサージ はり きゆう スマイ ルハート	大館市柄沢字長橋二十一二	あん摩マツサージ指圧	平成二十年一月二十五日

秋田県告示第百六十号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二に規

定する指定市町村事務受託法人を指定したので、同法令第十一条六の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	申 請 者 及 び 代 表 者	申 請 者 所 在 地	指 定 年 月 日	受 託 事 務 の 種 類	居 宅 サ ー ビ ス 等 の 提 供 有 無
海光苑居宅介護 支援事業所	山本郡八峰町八森寺の後川向八番地一	社会福祉法人八森峰浜ふくし会 藤義孝	山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台四十 一番地十四	平成二十年四月一日	要介護認定調査 事務	有
松波苑居宅介護 支援事業所	山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台四 十一番地十四	社会福祉法人八森峰浜ふくし会 須藤義孝	山本郡八峰町峰浜水沢字下カッチキ台四十 一番地十四	平成二十年四月一日	要介護認定調査 事務	有
八峰町社会福祉 協議会 居宅介 護支援事業所	山本郡八峰町峰浜水沢字稲荷堂後百十六 番地の一	社会福祉法人八峰町社会福祉協議会 菊地純一郎	山本郡八峰町八森字家の後六番四	平成二十年四月一日	要介護認定調査 事務	有
男鹿市北部居宅 介護支援事業所	男鹿市北浦北浦字平岱山二番地二十四	社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会 太田春海	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	平成二十年四月一日	要介護認定調査 事務	有

秋田県告示第百六十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 調査を行った者の名称  
鹿角市

- (一) 成果の名称  
鹿角市の地籍図及び地籍簿
- (二) 測量及び調査を行った地域  
鹿角市大字十和田錦木・十和田毛馬内・十和田末広・十和田瀬田石の各一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
二・二五平方キロメートル

- (四) 認証年月日  
平成二十年三月二十五日
- (五) 調査を行った者の名称  
鹿角市
- (六) 成果の名称  
鹿角市の地籍図及び地籍簿
- (七) 測量及び調査を行った地域  
鹿角市大字二ツ井町の一部

- (四) 実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
○・二二平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
- (三) 調査を行った者の名称  
山本郡八峰町  
成果の名称  
山本郡八峰町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
山本郡八峰町大字八森の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び十九年度  
○・二九平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
- (四) 調査を行った者の名称  
山本郡八峰町  
成果の名称  
山本郡八峰町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
山本郡八峰町大字峰浜石川の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び平成十九年度  
○・四七平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
- (五) 調査を行った者の名称  
湯上市  
成果の名称  
湯上市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
湯上市大字天王の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十九年度  
○・四八平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
- (六) 調査を行った者の名称  
仙北郡美郷町  
成果の名称

- (三) 仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
仙北郡美郷町大字金沢西根の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び十九年度  
○・五一平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
  - (四) 調査を行った者の名称  
仙北郡美郷町  
成果の名称  
仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
仙北郡美郷町大字金沢の一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び十九年度  
○・五四平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
  - (五) 調査を行った者の名称  
由利本荘市  
成果の名称  
由利本荘市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利本荘市大字大築・滝ノ沢の各一部  
実施年度及び認証面積  
平成十八年度及び十九年度  
一・一一平方キロメートル  
認証年月日  
平成二十年三月二十五日
- 秋田県告示第百六十二号**  
養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき、公示する。  
平成二十年四月四日
- |      |            |             |
|------|------------|-------------|
| 登録番号 | 氏名又は名称及び住所 | ふ化場の名称及び所在地 |
| 一    | 登録ふ化業者     | 秋田県知事 寺田典城  |

- 二 登録年月日 平成二十年三月二十五日
  - 三 登録の有効期限 平成二十三年三月二十四日
- |             |                                    |                            |
|-------------|------------------------------------|----------------------------|
| 平十九南<br>第一号 | 嶋田牧場 嶋田耕<br>治<br>大仙市南外字上巢ノ沢一<br>五四 | 嶋田ふ化場<br>大仙市南外字上巢ノ<br>沢一五四 |
|-------------|------------------------------------|----------------------------|
- 秋田県告示第百六十三号**  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年四月四日
- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 一 土地区画整理事業の名称 | 秋田県知事 寺田典城                            |
| 二 施行者の名称      | 横手市中田地区土地区画整理事業<br>イオン株式会社 代表執行役 岡田元也 |
| 三 施行地区        | 横手市婦気大堤字中田及び田久保下の各一部                  |
| 四 事務所の所在地     | 湯沢市字仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢支社内        |
| 五 施行認可の年月日    | 平成十年三月十日                              |
| 六 事業施行期間      | 平成十年三月十日から平成二十年九月三十日まで                |
| 七 変更の内容       | 事業施行期間の変更                             |
| 八 変更認可の年月日    | 平成二十年三月二十八日                           |
- 秋田県告示第百六十四号**  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、横手市中田地区土地区画整理事業施行者イオン株式会社代表執行役岡田元也から土地区画整理事業施行地区内の土地について換地処分を取り消し、新たに平成二十年三月二十六日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二

項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百九十八号	雄勝郡羽後町上到米字唐松九番四地先から字堂尻三五番一地先まで	五・〇〇〇〇一三・九〇	〇・三〇九
	新	旧			三百九十八号	五・〇〇〇〇一五・二〇

二 供用開始の期日 平成二十年四月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

秋田県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新	旧	秋田八郎潟線	秋田市添川字長田一四四番一地先から山内字松原一二八番地先まで	六・五〇〇〇一六・五〇	〇・三五三
	新	旧			秋田八郎潟線	一・〇〇〇〇二三・〇〇

二 供用開始の期日 平成二十年四月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

秋田県告示第百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

一般国道	
新	旧
三百九十八号	三百九十八号
	雄勝郡羽後町字西馬音内六二八番地先から西馬音内字野際九番六地先まで
	一〇・九〇〇〜二八・一〇〇
	〇・二〇四
	一二・〇〇〇〜三七・三〇〇
	〇・二〇四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百六十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧			新	旧		
県道		新	大館十和田湖線	B	A	八・〇〇〇〜二八・〇〇〇	〇・四三五
		旧	大館十和田湖線	B	A	八・〇〇〇〜二八・〇〇〇	〇・四一六
県道		新	大館十和田湖線	B	A	八・〇〇〇〜二八・〇〇〇	〇・四一六
		旧	大館十和田湖線	B	A	八・〇〇〇〜二八・〇〇〇	〇・四一六
県道		新	大館十和田湖線	B	A	八・〇〇〇〜二八・〇〇〇	〇・四一六
		旧	大館十和田湖線	B	A	八・〇〇〇〜二八・〇〇〇	〇・四一六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百七十号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	旧	鷹巣川井道川線		A	北秋田市芹沢字屋布岱一四九番地先から三里字中二一〇番二地先まで	六・〇〇〃 二二・〇〇〃	〇・七九〇
			B	北秋田市芹沢字村下モ九番七地先から三里字中一四三番二地先まで	一四・〇〇〃 一一五・〇〇〃	一・〇三九		
県 道	新	旧	鷹巣川井道川線			北秋田市芹沢字村下モ九番七地先から三里字中一四三番二地先まで	一四・〇〇〃 四〇・〇〇〃	一・〇三九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	旧	春山田沢線		A	仙北市田沢湖田沢字見附田一六四番一地先から三〇番一地先まで	四・〇〇〃 一五・〇〇〃	〇・三四四
			B	仙北市田沢湖田沢字見附田一六〇番一地先から八八番五地先まで	一三・〇〇〃 四九・〇〇〃	〇・四〇四		
県 道	新	旧	春山田沢線			仙北市田沢湖田沢字見附田一六〇番一地先から八八番五地先まで	一三・〇〇〃 四九・〇〇〃	〇・四〇四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	旧	角館長野線		A	仙北市角館町八割伊勢堂四九番二地先から雷六〇番地先まで	六・五〇〃 一六・五〇〃	〇・二五五
			B	"	仙北市角館町八割伊勢堂四九番二地先から雷六〇番地先まで	九・〇〇〃 一七・〇〇〃	〇・二二四	
県 道	新	旧	角館長野線			仙北市角館町八割伊勢堂四九番二地先から雷六〇番地先まで	九・〇〇〃 一七・〇〇〃	〇・二二四



この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
熊堂六郷線		A	熊堂六郷線	仙北郡美郷町境田字下八百刈七三番一〇地先から上深井字松葉野九二番地先まで	六・〇〇〃	〇・二四五
		B			〇・〇〇〃	〇・五二八
				仙北郡美郷町境田字下八百刈七三番一〇地先から上深井字松葉野九二番地先まで	一〇・〇〇〃	〇・五二八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年四月四日から同月十七日まで

秋田県告示第百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年七月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- (一) 収用の部分

昭和五十一年秋田県告示第百一十号、昭和五十九年秋田県告示第百五十七号、昭和六十年秋田県告示第百二十四号、昭和六十一年秋田県告示第百八十七号、昭和六十三年秋田県告示第百七十五号

秋田県告示第百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

告示第百九十八号、平成四年秋田県告示第百七十三号、平成七年秋田県告示第百四十六号、平成十年秋田県告示第百二十八号、平成十一年秋田県告示第百十九号及び平成十五年秋田県告示第百三十六号の事業地に、秋田市下新城長岡字辛田、川尻字大川反、字中島、川尻若葉町、桜ガ丘五丁目、下北手梨平字登館、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、上北手大戸字堀ノ内、字関上を加え、下新城長岡字毛無谷地、飯島字中野、字平右衛門田尻、字飯島天ノ袋、飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大巻、下北手桜字袖ノ沢、桜ガ丘三丁目、桜ガ丘四丁目、上北手大戸字大戸、上北手荒巻字前田、字割田、字鳥越、仁井田字中新田、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋小阿地字柳林、字下川原、外旭川字山崎において事業地を変更する。

- (二) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

告示第百九十八号、平成四年秋田県告示第百七十三号、平成七年秋田県告示第百四十六号、平成十年秋田県告示第百二十八号、平成十一年秋田県告示第百十九号及び平成十五年秋田県告示第百三十六号の事業地に、秋田市下新城長岡字辛田、川尻字大川反、字中島、川尻若葉町、桜ガ丘五丁目、下北手梨平字登館、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目、大平台四丁目、上北手大戸字堀ノ内、字関上を加え、下新城長岡字毛無谷地、飯島字中野、字平右衛門田尻、字飯島天ノ袋、飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大巻、下北手桜字袖ノ沢、桜ガ丘三丁目、桜ガ丘四丁目、上北手大戸字大戸、上北手荒巻字前田、字割田、字鳥越、仁井田字中新田、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋小阿地字柳林、字下川原、外旭川字山崎において事業地を変更する。

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道
- 三 事業施行期間 平成元年七月十八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- (一) 収用の部分

平成元年秋田県告示第百八十六号、平成六年秋田県告示第百二十一号、平成十一年秋田県告示第百七十七号及び平成十四年秋田県告示第百七十号の事業地に、秋田市河辺和田字式田、字式田下袋、字上野、字坂本北、字坂本南、字上石川、字石川河原、河辺諸井字下川原を加え、河辺畑谷字中村、河辺戸島字ヲソノ、字本町、河辺北野田高屋字神田、河辺和田字岡村、字下石川、河辺諸井字大部において事業地を変更する。

秋田県告示第百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 河辺都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和六十三年秋田県告示第六百七十四号、平成六年秋田県告示第八十七号、平成九年秋田県告示第九十四号及び平成十四年秋田県告示第六十六号の事業地に、秋田市雄和椿川字駒坂台、字山籠を加え、雄和椿川字前椿岱、字奥椿岱、字堤根において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 にかほ市象潟町関字建石四十五番地三十四 株式会社 司工務店 代表取締役 斎藤 司	道路の位置の指定箇所 にかほ市象潟町字冠石下五十四番地四十、五十四番地四十一、五十四番地四十二及び五十四番地五十五の内	道路の延長 五十一・三〇メートル	道路の幅員 六・〇メートル	指定年月日 平成二十年三月二十七日
--	--	---------------------	------------------	----------------------

秋田県告示第七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称 大仙市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 大曲都市計画下水道事業 大仙市公共下水道(大曲処理区)事業施行期間
- 三 昭和五十七年三月六日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十七年秋田県告示第六十九号、昭和六十三年秋田県告示第八十五号、平成三年秋田県告示第五百九十六号、平成十年秋田県告示第九十二号、平成十三年秋田県告示第五百九十七号、平成十六年秋田県告示第二百六十九号及び第八百六号、平成十七年秋田県告示第二百二十九号、平成十八年秋田県告示第四百九十八号の事業地に、大仙市神宮寺字大坪入、字海老坪、字大浦上谷地、字宮田、字館越古川端、字

中川原並びに北楢岡字沖田、字金助谷地、字下荒屋、字一本木及び字方尺坊を加え、神宮寺字大坪、字大浦、字荒屋、字西田、字切欠、字館の北、字神宮寺並びに北楢岡字北楢岡、字小山田、字町頭及び字布田谷地において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

なし

秋田県告示第七十九号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばきを廃止した者の事務所の所在地及び名称 秋田市中通二丁目三番八号 財団法人秋田県物産振興会	売りさばき場所 秋田市中通二丁目三番八号	廃止年月日 平成二十年三月三十一日
---	-------------------------	----------------------

秋田県告示第八十号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばきを指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 秋田市中通二丁目三番八号 株式会社秋田県物産振興会	売りさばき場所 秋田市中通二丁目三番八号(アトリオン)	指定年月日 平成二十年四月一日
---	--------------------------------	--------------------

公 告

水稲うるち「ゆめおぼこ」を秋田県主要農作物の奨励品種に採用し、水稲うるち「吟の精」及び「秋の精」並びに小麦「ナンブコムギ」を秋田県主要農作物の奨励品種から除外し、水稲うるち「美郷錦」及び小麦「ハルイブキ」を認定品種から除外したので、

公告する。  
なお、水稲うるち「ゆめおぼこ」の来歴及び特性は、次のとおりである。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

品 種 名	来 歴	特 性	
		熟 期	適 地
ゆめおぼこ	母 岩南8号 父 秋田58号	中生の晩	県内平坦部

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、米代川筋土地改良区連合から申請があった定款変更について、平成二十年三月二十六日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区から申請があった新たな土地改良事業(太平野田地区基盤整備促進事業(かんがい排水))の施行について、平成二十年三月二十八日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大仙市鶯野土地改良区
- (一) 退任理事の住所及び氏名

大仙市上鶯野字吉田百二十八番地二 富岡 弘  
 " " 字小八卦五十三番地 小松 励

- " 下鶯野字下中嶋百五十六番地 木元 俊夫
- " 上鶯野字新関三十三番地 伊藤 俊雄
- " 下鶯野字遠藤二十九番地 藤原 昭一
- " 北長野字道の五十三番地 伝農 時治
- " 字新山中田百九番地 熊谷 長
- " 字鍛冶屋敷百十八番地 熊谷 克見
- " 下鶯野字大新田二百四十五番地 千葉 卓雄
- " 上鶯野字新屋敷四十番地一 藤原 喜一

(二) 就任理事の住所及び氏名

- 大仙市上鶯野字吉田百二十八番地二 富岡 弘
- " 字小八卦五十三番地 小松 励
- " 下鶯野字下中嶋百五十六番地 木元 俊夫
- " 上鶯野字新関三十三番地 伊藤 俊雄
- " 下鶯野字遠藤二十九番地 藤原 昭一
- " 北長野字道の五十三番地 伝農 時治
- " 字新山中田百九番地 熊谷 長
- " 字鍛冶屋敷百十八番地 熊谷 克見
- " 下鶯野字大新田二百四十五番地 千葉 卓雄
- " 上鶯野字後村三十七番地 木元 一幸

(三) 退任理事の住所及び氏名

- 大仙市上鶯野字中道百五十三番地 金子 亮一
- " 北長野字館の郷九十四番地 戸堀 均
- " 下鶯野字上中嶋百六番地 木元 省吾

(四) 就任理事の住所及び氏名

- 大仙市上鶯野字中道百五十三番地 金子 亮一
- " 北長野字館の郷九十四番地 戸堀 均
- " 下鶯野字上中嶋百六番地 木元 省吾

二 大仙市協和土地改良区

- (一) 就任理事の住所及び氏名
- 大仙市協和下淀川字逢田七十番地 武藤 力
- " 協和中淀川字白岩百四十六番地三 佐藤 捷悦

教育委員会公告

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号)第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月四日 秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

- 一 現住所 秋田県湯沢市前森二丁目一の一三十五
- 二 氏 名 柿崎 吉寛
- 三 生年月日 昭和五十三年二月二十五日
- 四 認定年月日 平成二十年四月四日

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第27号  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第一号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号、以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。  
平成20年4月4日  
秋田県公安委員会委員長 芳賀 京子

秋田県公安委員会告示第27号

- 1 技能検定員審査の種類
- (1) 技能検定員審査(大型二種)
- (2) 技能検定員審査(中型二種)
- (3) 技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
- (1) 期日  
平成20年5月7日(水)午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続
- (1) 申請手続
- ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員(大型二種)を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定員(中型二種)を受けようとする者にあつては、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(中型)を、技能検定員(普通二種)を受けようとする者にあつては、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。
- イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成20年4月7日(月)から同年4月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(二種)を受けようとする者は、22,450円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

**秋田県公安委員会告示第28号**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公

告する。

平成20年4月4日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型二種)
- (2) 教習指導員審査(中型二種)
- (3) 教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査の期日及び場所

- (1) 期日  
平成20年5月7日(水)午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者については、大型自動車二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者については、大型自動車二種免許又は中型自動車二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成20年4月7日(月)から同年4月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査(二種)を受けようとする者は、13,300円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を

免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。	
2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

**秋田県公安委員会告示第29号**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成20年4月4日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
- (2) 技能検定員審査(中型)
- (3) 技能検定員審査(普通)
- (4) 技能検定員審査(大特)
- (5) 技能検定員審査(大自二)
- (6) 技能検定員審査(普自二)

(7) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成20年5月7日(水) 午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとして運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成20年4月7日(月)から同年4月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者については、24,700円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)を受けようとする者については、20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者については、14,100円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表中欄の技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額

を減じた額)とする。

審査細目	技能検定員審査(大型・中型)に係る額	技能検定員審査(普通)に係る額	技能検定員審査(大型・普通)以外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3 教則の内容とнаってしている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評定方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者については14,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者については11,650円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者については4,650円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては4,600円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,600円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては23,950円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(大型・中型・普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第30号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成20年4月4日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
- (2) 教習指導員審査(中型)
- (3) 教習指導員審査(普通)
- (4) 教習指導員審査(大特)
- (5) 教習指導員審査(大自二)
- (6) 教習指導員審査(普自二)
- (7) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日 平成20年5月7日(水) 午前10時から
- (2) 場所 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
  - ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許

許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転することができるとして運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 請書の受付期間及び受付時間  
平成20年4月7日（月）から同年4月11日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者については、15,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者については、12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については、9,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（大型・中型）に係る額	教習指導員審査（普通）に係る額	教習指導員審査（大型・中型・普通）以外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な技能	1,300円	1,350円	1,300円

3 学科教習に必要な教習の技能  
1,250円

4 教則の内容となつていて他の自動車運転に関する知識  
1,450円

5 自動車教習所に関する法令についての知識  
1,450円

6 教習指導員として必要な教育についての知識  
1,400円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除される場合は、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者については9,200円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者については6,350円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については3,750円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除される場合は、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者については3,050円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者については2,600円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除される場合は、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者については14,900円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者については11,400円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については8,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。  
5 審査についての問い合わせ先  
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

正 張

ページ	張	行	張	正
二	中	三十一	鍵持地	鍵持地
二	上	十六	川尻わかば町	川尻若葉町
二	上	三十五	泉御藏根	泉三藏根
五	上	三十二	西ノ川原	西野川原

平成二十年三月七日（第一九五九号）掲載の秋田県告示第百三十一号（化整換等に関する法律第九条第一項の規定による区域の指定）（原簿監印）

発行者 秋 田 県  
秋田市山王五丁目一線一甲  
秋田市山王五丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 823-8766 FAX 823-0005  
Email: matsubarata@matsubarata.co.jp  
印刷者 秋田市山王五丁目五番二十九号 松原印刷社